

派生著作物

ローレンス・ローゼン著

オープンソース・ソフトウェアのユーザーの多くは、「派生著作物」という語に脅威を覚える。これらのユーザーが恐れているのは、独自に権利をもつソフトウェアを侵してしまうような派生著作物を、不用意にも作成してしまうかもしれないということである。これは、法廷と弁護士の見解が食い違うような複雑なテーマであるが、人々が抱く懸念を解消できるような定義について意見の一致を見ることは可能であると考えている。

まず、どうして「派生著作物」の語が、それほど重要なのかを簡単に説明しておきたい。典型的なライセンスであれば、次のような内容が明示されるであろう。「ライセンサーは、本ライセンスによって、原著物に基づいて派生著作物を作成し、その派生著作物を配布するライセンスを付与する。ただし、配布される当該派生著作物のコピーは、本ライセンスに基づいてライセンスされるものであることを条件とする。」[たとえば、GNU 一般公有ライセンス (GPL) またはオープン・ソフトウェア・ライセンス (OSL) を参照のこと。これらはいずれも、www.opensource.org/licenses にて閲覧可能である。]

派生著作物を作成してしまった場合に、どのようにしてそのことを知ることができるのであろうか。著作権法、17 U.S.C. Section 101、はやや曖昧であり、しかもソフトウェアに関しては全く言及していない。

「派生著作物」とは、翻訳、編曲、劇曲化、脚色、映画化、音声録音、美術複製、抄録、要約またはその他の著作物を改作し、変形し、または翻案することができる形式等、既存の一つまたは複数以上の既存の著作物に基づく著作物をいう。「派生著作物」は、改訂、注釈、改良その他の変形からなる著作物であって、全体として独創的な著作物を構成するものを含む。

これは、ほとんどの人が同意する点である。あるプログラムから著作権で保護されているソース・コードを取り出し、それを物理的に修正（つまり実際にプログラムを改訂し、別のコンピュータ言語に翻訳）したとすると、そのプログラムの派生著作物を作成したことになる。これはわかりやすい事例である。GPL または OSL に基づいてライセンスされているプログラムに対して、このような行為を行った場合には、相互主義の原則を尊重して、自分が配布する当該派生著作物のソース・コードを公表しなければならない。

しかし、原著物をコピーして、おそらく、より大規模であろう自分自身のプログラムの構成要素として使用しただけの場合はどうなるか。原著物の派生著作物を作成したことになるのかどうか。より大規模な自分自身の著作物に原プログラムを組み入れる上で実際にはソース・コードを修正してはいないという事実によって、違いが生じるのだろうか。

元のソース・コードに変更を加えることなく、プログラムにリンクするだけで、そのプログラムの派生著作物が作成されるのだろうか。ほとんどのプログラムは、ライブラリー・ルーチンにリンクしている。当然ながら、ライブラリーで *sqrt* モジュールを呼び出すだけで、ライブラリーの派生著作物を作成したことにはならない。エンタープライズ・サーバーやデータベース・エンジンのような複雑なものにリンクした場合にも、違いがあろうはずがない。

たとえば、自分のデバイス・ドライバーを、Linux などの GPL または OSL でライセンスされたプログラムにリンクさせる場合などのように、ソフトウェア・プログラムからのリンクの場合はどうだろうか。

使用するリンクの技術形式は問題になるのだろうか。あるいは、このような分析（たとえば、スタティック・リンク、ダイナミック・リンク、API を介したデータのパス、より大規模なオブジェクト内などに含まれるオブジェクトとしてなど）は、基本的な問題点を曖昧にする効果しかない、技術の泥沼状態となるのだろうか。派生著作物に関する法律は、ソフトウェア・エンジニアリングの世界の技術的变化に後れをとらずに進むことができるのだろうか。

これらの問題が重要なのは、ライセンスによっては、結果として生じた「派生著作物」プログラムの、その該当する部分のソース・コードを公表することが要求されるためであり、この要求には、たやすくは応じられないであろうと思われる。

派生著作物となるか否かの境目を判定しなければならない上述のような場合において、どのように判断するかを以下に示してみた。

- ・ 新規プログラムが派生著作物であるか否かについての第一の目安は、新しいプログラムを作成するために、原プログラムのソース・コードが、何らかの方法で使用され、修正され、翻訳され、またはその他によって変更されたか否かという点である。そうではないのであれば、派生著作物は存在しないと主張したい。
- ・ 派生著作物の意味は、ライブラリー・プログラムとして設計され、ライブラリー・プログラムとして使用されることを意図しているライブラリー・プログラムへのリンクによって作成されたソフトウェアを含めるまで拡張されるものではない。たとえば、企業が科学用サブルーチン・ライブラリー、またはオブジェクトのライブラリーを発表した場合に、修正を加えずに、おそらくはソース・コードを確かめることさえなく、そのライブラリーを使用しただけの者が、それによって、ライブラリーの派生著作物を作成していることにはならないのである。
- ・ 派生著作物が、修正が加えられていない市販のその他のプログラムからリンクされるように設計されているプラグインおよびデバイス・ドライバーを包含することはない。Linux が、別個に設計されたプラグイン・プログラムを受け入れるように設計されているのであれば、Linux に基づいて、このプログラムを動かすだけでは、仮にその方法を知るために、

Linux のソース・コードを確かめなければならないとしても、派生著作物を作成したことにはならない。

- ・ 派生著作物がどのような様相を呈すかという、ある明らかな共通の理解をもって、プログラム作成者がプログラムを設計したか否かを判断する際に役立つのでない限り、ほとんどの場合、別個のプログラム間のリンク付けが、技術的にどのようなになっているかを気にかけることもないだろう。結果として生じたプログラムが、原プログラムの「改良」版または「拡張」版として販売されているか否か、または原プログラムが、「ライブラリーのように」改良可能であることを意図して、設計および宣伝されていたか否かなど、意図を表示するものとして、微妙な市場ベースの要因を考慮に入れるべきである。

この問題に注意を払うべき真の理由は、著作権を有するソフトウェアのユーザーを追い払うことなく、できる限り多くのフリーおよびオープンソース・ソフトウェアが作成されることを奨励したいと考えていることにある。人々が、オープンソース・ソフトウェアに触れただけで、自分のソフトウェアがウィルスに犯されると考えるのであれば、オープンソース・ソフトウェアはますます魅力のないものになってしまうであろう。どのような場合に派生著作物を作成したことになり、どのような場合に作成していないことになるかを、企業がある一定の確信の度合いをもって知ること、これを確実なものにする必要がある。

ローレンス・ローゼン氏は、カリフォルニア州、ロスアルトス・ヒルズとユカイアに事務所を有する個人開業弁護士である (www.rosenlaw.com)。同氏はまた、オープンソースの定義 (Open Source Definition) を管理および推進する、オープンソース・イニシアティブ (Open Source Initiative) (www.opensource.org) の理事兼法律顧問でもある

弁護士と依頼人の関係において、特に、ある特定の状況に関するすべての事実、および該当する管轄区域の法律に関連して、法律上の助言を受けなければならない。この記事の著作者が弁護士であるといえども、資格を有する弁護士から具体的な法律上の助言を得る代わりとして、この記事に記載される情報に依存してはならない。